



熊本県公報

第 1 2 4 8 2 号

平成 27 年 12 月 25 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領……………	(会計課) 1
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 1
○道路の供用開始……………	(//) 2
○道路の供用開始……………	(//) 2
○道路の供用開始……………	(//) 2
○道路の供用開始……………	(//) 3
○道路の供用開始……………	(//) 3
○臨時種畜検査の実施……………	(畜産課) 3
○熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要領の一部を改正する要項……………	(子ども家庭福祉課) 3
○最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領……………	(管理調達課) 8
○低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領……………	(//) 8
○道路の供用開始……………	(道路保全課) 8
○道路の供用開始……………	(//) 9
公 告	
○平成 27 年度上期熊本県病院事業業務状況……………	(障がい者支援課) 9
○土地改良区役員の退任及び就任……………	(農村計画課) 15
○農用地利用配分計画の認可……………	(農地・農業振興課) 16
○農用地利用配分計画の認可……………	(//) 16
○農用地利用配分計画の認可申請……………	(//) 17
○大規模小売店舗立地法に基づく承継届出……………	(商工振興金融課) 18
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	(建築課) 18
登 載 依 頼	
○平成 27 年度第 2 回熊本県私立学校審議会の開催……………	(私立学校審議会) 18

告 示

熊本県告示第 1 1 1 9 号

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成 27 年 12 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県指定金融機関事務取扱要領(昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 10)の一部を次のように改正する。

第 13 条中「納税通知書等」の次に「及び熊本県収納代理金融機関事務取扱要領(昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11)第 14 条第 2 項に規定する日計払込書等又は同要領第 17 条第 2 項に規定する集計払込書等」を加え、「第 10 条の規定に準じて収納の手続を」を「これを収納し、同要領第 14 条第 1 項に規定する収納金日計領収書又は同要領第 17 条第 1 項に規定する収納金集計領収書に領収済印を押印した上で、当該収納金日計領収書又は収納金集計領収書を返付」に改める。

第 14 条中「振替受払高通知票」の次に「並びに熊本県収納代理金融機関(郵便貯金銀行に限る。)事務取扱要領(平成 10 年熊本県告示第 168 号)第 13 条第 2 項に規定する集計払込書等」を加え、「第 10 条の規定に準じて収納の手続を」を「これを収納し、同要領第 13 条第 1 項に規定する収納金日計(集計)領収書に領収済印を押印した上で、当該収納金日計(集計)領収書を返付」に改める。

附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 4 日から施行する。

熊本県告示第 1 1 2 0 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 27 年 12 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡御船町大字滝尾字後谷 3297番2地先から 同所 3298番2地先まで	前	5.6 ～ 17.0	51.2	単道改
			後	14.3 ～ 24.1		

2 区域を変更する期日 平成27年12月25日

熊本県告示第1121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年12月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	竈門菰田山鹿線	山鹿市椿井字尾崎 548番2地先から 同所 529番1地先まで	128.0	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 平成27年12月25日

熊本県告示第1122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年12月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市姫戸町二間戸字赤石崎 5933番1地先から 同所 5921番5地先まで	219.0	防交安

2 供用を開始する期日 平成27年12月25日

熊本県告示第1123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年12月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	上野田黒瀨線	阿蘇郡小国町大字黒瀨字手水野 800番1地先から	103.0	単道改

		同所		
		800番1地先まで		

2 供用を開始する期日 平成27年12月25日

熊本県告示第1124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年12月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	443号	菊池郡菊陽町大字曲手字上部田 685番1地先から 菊池郡菊陽町大字曲手字出口 546番4地先まで	162.7	防交 (改築)

2 供用を開始する期日 平成28年1月6日

熊本県告示第1125号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公表する。

平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 検査の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査の対象家畜
牛 7頭
- 3 検査の期日及び場所

検査の期日	検査の場所
平成28年1月28日（木）	独立行政法人家畜改良センター熊本牧場 玉名市横島町共栄37
平成28年1月28日（木）	熊本県農業研究センター 合志市栄3801

熊本県告示第1126号

熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項

熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項（平成4年熊本県告示第261号の14）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「、住所」の次の「、個人番号」を、「場合」の次に「（借受人が母子・父子福祉団体である場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地、法人番号又は貸付金の振込口座を変更した場合）」を加え、「住所、氏名、振込金融機関変更届」を「氏名等変更届」に改める。

別表中「住所、氏名、振込金融機関変更届」を「氏名等変更届」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式

市町村 * 年月日	果受付 * 年月日	受付番号 *	管理番号 *	申請日 ① 年月日	申請金額	①⑧貸付金の種類 ①⑨申請貸付期間 ②⑩申請金額	資金コード 年月日から 年月日まで 円(月額)×カ月)	⑪特 ⑫加 ⑬算	円		
熊本県知事 様					② 申請者氏名 連帯借主の氏名						
関係書類を添えて、母子(父子・寡婦)福祉資金(資金)の貸付けを申請します。					③ 連帯保証人氏名 連帯保証人氏名						
この借入れについて、連帯して債務を負担します。					④ 受給者区分 1 母・父 2 児童						
⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨					⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲						
フリガナ ④ 氏名	住所	勤務先・学校 名称・学年	フリガナ ⑩ 氏名	住所	勤務先・学校 名称・学年	フリガナ ⑭ 氏名	住所	勤務先・学校 名称・学年	フリガナ ⑰ 氏名	住所	勤務先・学校 名称・学年
① 金融機関	② 口座名義人(カナ)	③ 支店名	④ 口座番号	⑤ 支店コード	⑥ 口座番号	⑦ 支店コード	⑧ 口座番号	⑨ 支店コード	⑩ 口座番号	⑪ 支店コード	

(注意)裏面も記入してください。

別記第1号様式 裏面

氏名	性別	生年月日(才)	勤務先、学校名等	月取	同居別居
	続柄	本人	()	()	同
⑤ 家族の状況	⑥ 母子(父子・寡婦)となった年月日	加入	1 加入(年 月 日から)		
	⑦ 母子会への加入状況	0 未加入			
統 計	⑧ 母子(父子)世帯類型	01死亡(病死) 02死亡(交通事故) 03死亡(その他) 04離婚(法律婚、事実婚) 05遺棄 06未婚の母(父) 07父(母)が生死不明 08その他(父(母)が障害、拘禁、その他)			
	⑨ 寡婦世帯類型	51 子を扶養している寡婦 52 子を扶養していない寡婦 53 子を扶養している準寡婦 54 子を扶養していない準寡婦			
⑩ 児童扶養手当の受給状況	1 手当を受給している(番号)				
	2 受給していない				
⑪ 遺族年金の受給状況	1 手当を受給している				
	2 受給していない				

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

市福祉事務所長
町 村 長

印

(申請者の方への注意事項)

- 1 貸付けの申請をされる方は、この注意事項をよく読んでから記入してください。分からぬ点があれば、市町村役場の窓口にお尋ねください。
- 2 「*」又は「網掛けがある部分」を除き、全項目について記入してください。記入の際は、ボールペンではっきりと丁寧に記入してください。
- 3 ①「申請日」は、この申請書を市町村窓口へ提出した日を記入してください。
- 4 ②「連帯借主の氏名」は、母(父・寡婦)が、母子(父子・寡婦)修学資金、母子(父子・寡婦)修業資金、母子(父子・寡婦)就職支度資金又は母子(父子・寡婦)就学支度資金の借入れを受ける場合に、この借入れで入学等を行うこととなる児童の氏名を記入してください。申請者が児童本人の場合は、記入不要です(申請者が児童本人の場合は、法定代理人の同意が必要となりますので、「法定代理人の貸付同意書」を別途提出してください)。
- 5 ⑤「受給者区分」は、申請者が母(父・寡婦)の場合は「1」を、児童が申請者である場合は「2」を○で囲んでください。
- 6 ⑧「住所」は、字名、番地、アパート名等を省略せずに正確に記入してください。
- 7 ⑨「個人番号」は、平成27年10月以降にお住まいの市町村から発行された「通知カード」又は「個人番号カード」に記載されている申請者の個人番号を記入してください。
- 8 ⑩「職業、勤務先、学校等」は、会社等にお勤めの方は、会社名、支店名、所属課名等を記入してください。お店等を営業されている方は、業種、お店の名前等を記入してください。学校等へ通学されている方は、学校等の名称を記入してください。
- 9 ⑪～⑮は、母子(父子・寡婦)修学資金、母子(父子・寡婦)修業資金、母子(父子・寡婦)就職支度資金、母子(父子・寡婦)就学支度資金を申請される方は、この借入れで入学等を行う児童の状況を記入してください。(申請者が児童本人の場合は、記入不要です。)
- 10 ⑯「金融機関」は、貸付金を払い込む口座ですから、正確に記入してください。また返済時には、返済金を引き落す口座ともなります。(改めて手続が必要となります。)
- 11 ⑰「他の借入金の状況」は、この貸付け以外に資金を借り入れている場合、その内容を記入してください。(児童本人が申請者の場合は、連帯保証人である母(父)の状況を記入してください。)
- 12 ⑱「償還方法」は、どのような方法で返済するのか記入してください。年賦又は半年賦の場合は、どの何月に返すのか記入してください。
- 13 ⑲「払込方法」は、納入通知書により銀行等の窓口で支払う方法と銀行口座から引き落とす方法とがありますので、どちらかを○で囲んでください。
- 14 ⑳～㉑は、連帯保証人の状況を記入してください。
- 15 ㉒～㉓は、児童本人が申請者となっている場合は、その児童が属する世帯の状況を記入してください。
- 16 ㉔「母子(父子)世帯類型」は、母子(父子)世帯の場合は、なぜ母子(父子)世帯になったのかその理由に○を付けてください。
- 17 ㉕「寡婦世帯類型」は、寡婦の方のみ○を付けてください。
- 18 この申請書のほか、借入れを受ける資金によっては、戸籍謄本、住民票、所得証明書、家計の状況調べその他の添付書類が必要となりますので、窓口でお尋ねください。
- 19 この申請書、添付書類等の内容が真実と違うことが判明した場合、貸付決定を取り消すことがあります。

別記第18号様式を次のように改める。

別記第18号様式

氏名等変更届										
資金種類	1 母子	() 資金	コ ー ド			貸 付 号				
	2 父子									
変更年月日	年 月 日									
氏名 (名称)	フリガナ									
	新氏名 (新名称)									
住所 (所在地)	フリガナ									
	旧住所 (旧所在地)									
個人番号	コード	4	3					自宅電話	()	
	新住所 (新所在地)									
	旧住所 (旧所在地)									
個人番号	新個人番号									
	旧個人番号									
法人番号	新法人番号									
	旧法人番号									
金融 機 関	新金融機関名	新支店名		金融機関コード			支店コード			
	振込口座番号	1 普通	2 当座							
	口座名義人 (カナ)									
	旧金融機関名	旧支店名		旧口座番号						
<p>上記のとおり変更したので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>熊本県知事 様</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>										
<p>住民票、預金通帳等を照合し、上記のとおり相違ないことを確認しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市福祉事務所長 町村長 印</p>										

附 則

- 1 この要項は、平成28年1月1月から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県告示第1127号

最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領
最低制限価格事務処理要領（平成16年熊本県告示第274号）の一部を次のように改正する。

4中「1.08」を「1.10」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 この要領の対象となる業務（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び消費税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第317号）の規定により、平成29年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される税率等に関する経過措置が講じられる業務を除く。）であって、平成29年4月1日以前に入札の公告又は指名競争入札通知を行うものに係る落札者を決定する場合において、当該業務のうち同日から業務を終了するまでの期間に係る部分における4の規定の適用については、4中「1.08」とあるのは「1.10」とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、附則に1項を加える改正規定は、平成27年12月25日から施行する。

熊本県告示第1128号

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領
低入札価格調査事務処理要領（平成15年熊本県告示第366号）の一部を次のように改正する。

3中「108分の100」を「110分の100」に改める。

6の(2)中「部内局長」を「事業担当部内局長」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 この要領の対象となる業務（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び消費税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第317号）の規定により、平成29年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される税率等に関する経過措置が講じられる業務を除く。）であって、平成29年4月1日以前に入札通知（公告）を行うものに係る調査の対象とする基準の算定において、当該業務のうち同日から業務を終了するまでの期間に係る部分における3の規定の適用については、3中「108分の100」とあるのは「110分の100」とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。ただし、6の(2)の改正規定及び附則を附則第1項とし、附則に1項を加える改正規定は、平成27年12月25日から施行する。

熊本県告示第1129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年12月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡南関町大字下坂下字石井 1872番8地先から	123.0	アクセス 道路整備

		同所 1885番13地先まで		
--	--	-------------------	--	--

2 供用を開始する期日 平成28年1月5日

熊本県告示第1130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年12月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	球磨田浦線	八代市二見赤松町字村上 1741番11地先から 同所 1699番7地先まで	89.3	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年12月25日

公 告

熊本県公告第855号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成27年度上期の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成27年度上期熊本県病院事業業務状況等説明書

熊本県病院事業の平成27年度上期（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）における業務の状況及び平成26年度の決算の状況は、次のとおりである。

1 事業の概要

(1) 概況

今期の外来患者は、延人数13,483人、1日平均109.6人で前年度同期と比較すると、延人数では74人、1日平均では20.2人の増加となっている。

また、入院患者についても、延人数21,414人、1日平均117.0人、病床利用率78.0パーセント（稼働病床150床を基礎として算出。）で、前年度同期と比較すると、延人数で19人、1日平均では0.1人、病床利用率では0.1ポイントの増加となっている。

なお、外来患者延人数のうち平成24年度から開設した「こころの思春期外来」の患者は、553人で、前年度同期と比較すると、59人の増加となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
延人数	2,195	2,058	2,241	2,484	2,238	2,267	13,483
1日平均	104.5	114.3	101.9	112.9	106.6	119.3	109.6

② 入院患者の状況 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
定床	150	150	150	150	150	150	
延人数	3,637	3,668	3,528	3,512	3,540	3,529	21,414
1日平均	121.2	118.3	117.6	113.3	114.2	117.6	117.0
利用率	80.8%	78.9%	78.4%	75.5%	76.1%	78.4%	78.0%

③ 入退院調 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
入院者数	14	20	29	27	19	24	133
退院者数	24	20	27	26	24	13	134
月末患者数	112	112	114	115	110	121	

④ 外来患者病名別調 (延日数：患者それぞれの外来通院日数の合計数) (単位：人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
器質性精神障害	認知症	アルツハイマー病型	2	1	2	2	2	11
		血管性						
		その他	7	6	7	4	7	6
	その他	44	51	60	52	43	40	290
精神作用物質による精神及び行動の障害	アルコール	72	54	77	74	66	64	407
	覚醒剤	33	29	32	33	27	29	183
	その他	3	6	7	7	7	5	35
統合失調症		1,224	1,133	1,234	1,410	1,253	1,248	7,502
気分(感情)障害		545	508	542	588	544	577	3,304
神経症性障害、ストレス関連障害等		145	136	141	153	140	138	853
生理的障害等		20	16	14	19	14	18	101
成人のパーソナリティ障害			2		2	6	3	13
知的障害(精神遅延)		3	2	2	5	7	7	26
心理的発達の障害		33	42	51	57	56	60	299
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害		27	22	26	26	23	22	
てんかん		8	15	9	17	10	14	
その他		29	34	38	35	33	34	203
合計		2,195	2,057	2,242	2,484	2,238	2,267	13,483

⑤ 入院患者病名別調 (延人数：患者それぞれの入院日数の合計数) (単位：人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
器質性精神障害	認知症	アルツハイマー病型	41	31	30	13	8	30	153
		血管性							
		その他					19	30	49
	その他	90	124	119	113	101	90	637	
精神作用物質による精神及び行動の障害	アルコール	374	312	328	333	341	330	2,018	
	覚醒剤	90	89	60	63	69	60	431	
	その他	36	44	30	39	55	45	249	
統合失調症		2,505	2,647	2,476	2,448	2,468	2,425	14,969	
気分(感情)障害		355	297	384	381	346	304	2,067	
神経症性障害、ストレス関連障害等					27	4	35	66	
生理的障害等					2	22	30	54	
成人のパーソナリティ障害									
知的障害(精神遅延)									
心理的発達の障害		146	124	101	93	107	150	721	
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害									
てんかん									
その他									
合計		3,637	3,668	3,528	3,512	3,540	3,529	21,414	

(3) 職員の状況

(単位：人)

職 種 別	H26. 4. 1現在	H27. 4. 1現在
医 師	6	6
医 療 技 術 職 員	9	8
看 護 師	54	56
事 務 職 員	15	16
技 能 労 務 職 員	1	1
計	85	87

(注) 特別職である事業管理者1人を除く。

2 経理の状況

(1) 損益計算書（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）

(単位：円)

医業収益	398,143,215	
医業費用	640,618,184	
当期営業損失		242,474,969
医業外収益	389,419,002	
医業外費用	40,770,421	
当期経常利益		106,173,612

(2) 平成26年度決算の状況

① 損益計算書

(単位：円)

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1	医業収益			
	(1) 入院収益	641,097,269		
	(2) 外来収益	162,225,853		
	(3) その他医業収益	<u>4,927,580</u>	808,250,702	
2	医業費用			
	(1) 給与費	1,010,377,795		
	(2) 材料費	77,273,898		
	(3) 経費	246,286,742		
	(4) 減価償却費	139,866,743		
	(5) 資産減耗費	1,145,853		
	(6) 研究研修費	<u>8,028,125</u>	<u>1,482,979,156</u>	
	営業損失			674,728,454
3	医業外収益			
	(1) 受取利息	3,124,322		
	(2) 一般会計負担金	772,646,000		
	(3) 長期前受金戻入	22,217,315		
	(4) その他医業外収益	<u>7,792,534</u>	805,780,171	
4	医業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	85,852,280		
	(2) 雑損失	<u>0</u>	<u>85,852,280</u>	<u>719,927,891</u>
	経常利益			45,199,437
5	特別利益	<u>0</u>	0	
6	特別損失			
	(1) その他特別損失	<u>44,044,711</u>	<u>44,044,711</u>	<u>△44,044,711</u>
	当年度純利益			1,154,726
	前年度繰越欠損金			<u>726,669,040</u>
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>358,019,828</u>
	当年度未処理欠損金			<u><u>367,494,486</u></u>

② 貸借対照表

(単位：円)

(平成27年3月31日)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		283,278,583
ロ 建物	5,101,163,947	
減価償却累計額	<u>△2,045,035,058</u>	3,056,128,889
ハ 構築物	522,230,400	
減価償却累計額	<u>△335,831,880</u>	186,398,520
ニ 器械備品	347,979,812	
減価償却累計額	<u>△288,203,933</u>	59,775,879
ホ 車輛	20,194,399	
減価償却累計額	<u>△17,140,898</u>	3,053,501

3,588,635,372

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		240,832
---------	--	---------

無形固定資産合計

240,832

固定資産合計

3,588,876,204

2 流動資産

(1) 現金預金	2,143,039,748
(2) 未収金	134,680,893
(3) 貯蔵品	3,446,979
(4) その他流動資産	<u>0</u>

流動資産合計

2,281,167,620

資産合計

5,870,043,824

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債	2,582,141,646
(2) 退職給付引当金	385,521,785
(3) 修繕引当金	<u>156,399,307</u>

固定負債合計

3,124,062,738

4 流動負債

(1) 企業債	200,720,277
(2) 未払金	112,736,446
(3) 預り金	5,944,930
(4) 賞与引当金	47,578,000
(5) その他流動負債	<u>0</u>

流動負債合計

366,979,653

5 繰延収益

(1) 長期前受金	864,726,830
収益化累計額	<u>△380,237,143</u>

繰延収益合計

484,489,687

負債合計

3,975,532,078

資 本 の 部

6 資本金

2,089,986,924

7 剰余金

(1) 利益剰余金

イ 減債積立金	172,019,308
ロ 当年度未処理欠損金	<u>367,494,486</u>

利益剰余金合計

△195,475,178

剰余金合計

△195,475,178

資本合計

1,894,511,746

負債資本合計

5,870,043,824

③ 剰 余 金 計 算 書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰 余 金						資本合計	
		資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		受贈財産 評価額	補助金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	減 債 積立金	未処理 欠損金		利益剰余金 合計
前年度末残高	5,067,791,759	155,049,830	384,417,000	325,260,000	864,726,830	172,019,308	△ 726,669,040	△ 554,649,732	5,377,868,857
地方公営企業会計基準適用し に伴う移行処理額	△ 2,977,804,835	△ 155,049,830	△ 384,417,000	△ 325,260,000	△ 864,726,830		358,019,828	358,019,828	△ 3,484,511,837
移行処理後残高	2,089,986,924	0	0	0	0	172,019,308	△ 368,649,212	△ 196,629,904	1,893,357,020
前年度処分類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	2,089,986,924	0	0	0	0	172,019,308	(繰越欠損金) △ 368,649,212	△ 196,629,904	1,893,357,020
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	1,154,726	1,154,726	1,154,726
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	1,154,726	1,154,726	1,154,726
当年度末残高	2,089,986,924	0	0	0	0	172,019,308	(当年度未処理欠損金) △ 367,494,486	△ 195,475,178	1,894,511,746

④ 欠 損 金 処 理 計 算 書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	2,089,986,924	0	△ 367,494,486
議会の議決による処分類	0	0	0
処分後残高	2,089,986,924	0	(繰越欠損金) △ 367,494,486

熊 本 県 公 告 第 8 5 6 号

阿蘇市に事務所を置く一の宮町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	宮崎 昌文	阿蘇市一の宮町坂梨772番地2
理事	山城 今朝雄	阿蘇市一の宮町手野440番地
理事	井上 栄一	阿蘇市一の宮町中通386番地

理事	家入 敏夫	阿蘇市一の宮町宮地1748番地
理事	山部 良一	阿蘇市一の宮町宮地4019番地
理事	後藤 祐輔	阿蘇市一の宮町坂梨1109番地
理事	松田 征次	阿蘇市一の宮町中通591番地3
理事	古木 雄三	阿蘇市一の宮町三野1294番地
理事	宮本 陽一	阿蘇市一の宮町中通1818番地2
理事	家入 利徳	阿蘇市一の宮町宮地1418番地2
理事	中園 久	阿蘇市一の宮町手野1545番地
監事	市原 伸博	阿蘇市一の宮町北坂梨257番地
監事	森永 幸治	阿蘇市一の宮町宮地183番地
監事	坂本 光信	阿蘇市一の宮町坂梨1322番地2
監事	早瀬 忠	阿蘇市一の宮町中通1186番地2の1
就任		
理事	甲斐 純一郎	阿蘇市一の宮町中通1677番地
理事	後藤 祐輔	阿蘇市一の宮町坂梨1109番地
理事	古木 雄三	阿蘇市一の宮町三野1294番地
理事	森永 幸治	阿蘇市一の宮町宮地183番地
理事	菅 一郎	阿蘇市一の宮町中通602番地4
理事	塚本 幸吉	阿蘇市一の宮町宮地2431番地1
理事	田嶋 忠弘	阿蘇市一の宮町手野242番地2
理事	村山 健徳	阿蘇市一の宮町宮地1226番地
理事	井 雅隆	阿蘇市一の宮町三野1951番地
理事	春野 三喜	阿蘇市一の宮町中通1518番地
理事	宮崎 英雄	阿蘇市一の宮町坂梨3031番地1
監事	坂本 光信	阿蘇市一の宮町坂梨1322番地2
監事	山内 孝志	阿蘇市一の宮町宮地2339番地
監事	岩下 誠志	阿蘇市一の宮町手野1539番地
監事	駿河 義美	阿蘇市一の宮町中通1550番地

熊本県公告第857号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
仲山 忠彰	玉名市下小田	玉名市溝上字城迫間11番ほか27筆
仲山 忠彰	玉名市下小田	玉名市溝上字前田232番1ほか2筆
船津 和利	玉名市下小田	玉名市下小田字原田11番ほか2筆
山村 勝家	玉名郡長洲町上沖洲	玉名郡長洲町大字腹赤字堀越1586番1
川口 土宣	熊本市東区小山町	菊池郡菊陽町大字辛川字塚原571番
有限会社吉岡農園	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字辛川字古閑ノ上22番25番

2 認可年月日

平成27年12月25日

熊本県公告第858号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人久米	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字古閑前3000番1ほか13筆
農事組合法人久米	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字西前2411番1ほか20筆
大島 洋	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字西前2403番1ほか1筆
米里 祐太	菊池郡大津町室	菊池市旭志麓字桜ヶ水2916番22ほか3筆
株式会社小政	熊本市中央区黒髪	菊池市旭志麓字桜ヶ水2916番236ほか2筆
栞原 嘉博	菊池市稗方	菊池市西寺字西原1538番ほか3筆
栗原 弘陽	菊池市七城町加恵	菊池市七城町加恵字諏訪の上3番1ほか5筆
農事組合法人秋津営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区戸島町2630番ほか3筆
宮田 昌明	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字外畑2029番ほか4筆
奥畑 正成	熊本市南区海路口町	熊本市南区海路口町字益城開三番割657番ほか13筆
井手 祐市郎	熊本市南区海路口町	熊本市南区護藤町字屋敷田3875番ほか7筆
吉田 陽明	熊本市南区城南町碓	熊本市南区城南町碓字新道180番ほか4筆
中澤 真也	熊本市南区城南町坂野	熊本市南区城南町坂野字大道下49番
吉田 健一	熊本市北区梶尾町	熊本市北区梶尾町字草木原1617番ほか1筆
小佐井 和高	熊本市北区梶尾町	熊本市北区梶尾町字木實坂1658番1ほか1筆

2 認可年月日
平成27年12月25日

熊本県公告第859号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年12月25日から平成28年1月7日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
小島 孝生	阿蘇郡高森町芹口	阿蘇郡高森町大字芹口字馬場1761番ほか10筆
川部 喜一	阿蘇郡高森町芹口	阿蘇郡高森町大字芹口字出口1928番ほか4筆
稲葉 太郎	宇城市三角町中村	宇城市不知火町松合字和田原1870番
石山 彬広	下益城郡美里町佐俣	下益城郡美里町大字佐俣字上原1168番

戸北 洋臣	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字德行547番1
戸北 洋臣	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字檜山406番
濱田 良一	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字東浜49番1ほか3筆

2 申請年月日
平成27年12月9日

熊本県公告第860号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。
平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ菊陽
菊池郡菊陽町大字津久礼2474番地ほか
- 大規模小売店舗の合併があった年月日
平成27年6月1日
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(承継前) 株式会社カリーノリアルエステート
代表取締役 馬場 英治
熊本市中央区安政町1番2号
(承継後) 株式会社カリーノ
代表取締役 馬場 英治
熊本市中央区安政町1番2号
- 大規模小売店舗内の合併に係る店舗面積
17,205平方メートル
- 届出年月日
平成27年12月11日

熊本県公告第861号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字蛙石1874番3
431.15平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋271番地1 ヴァン・エスポワールA301
名越 誠、名越 佳与

登載依頼

熊本県私立学校審議会公告第2号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。
平成27年12月25日

熊本県私立学校審議会

- 開催日時
平成28年2月2日（火）
午後3時00分から午後5時00分まで（予定）
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室
- 議題
【諮問事項】
(1) 幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園（7園）の廃止認可について（公開）
(2) 学校法人本田学園の廃止認可について（公開）
(3) 専修学校の設置認可について（非公開）
- 傍聴者の定員
10人

- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県私立学校審議会事務局（熊本県総務部総務私学局私学振興課中高等班）
(096-333-2064)